

平成26年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成26年3月3日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2	議案第 1 号	平成26年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 3	議案第 2 号	平成26年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成26年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成26年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成26年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成26年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成26年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成26年度大竹市公共下水道事業会計予算	即 決 報 告 (一 括)
第13	議案第12号	教育委員会委員の任命の同意について	
第14	報告第 1 号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	総務文教付託
第15	議案第17号	大竹市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	
第16	議案第27号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第17	報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	報 告 生活環境付託 生活環境付託 (一 括)
第18	議案第14号	大竹市漁港管理条例の制定について	
第19	議案第15号	大竹市漁港区域内占用料等徴収条例の制定について	
第20	議案第16号	大竹市海岸保全区域内占用料等徴収条例の制定について	生活環境付託
第21	議案第24号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	生活環境付託
第22	議案第25号	大竹市公園条例の一部改正について	生活環境付託
第23	議案第33号	市道路線の認定について	生活環境付託
第24	報告第 3 号	大竹市文化振興事業団の経営状況について	報 告 総務文教付託
第25	議案第20号	大竹市手数料条例の一部改正について	
第26	議案第35号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教付託
第27	議案第36号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託 (一 括)

十

第28	議案第37号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第29	議案第13号	大竹市公衆便所の設置及び管理条例の制定について	生活環境付託 （一 括）
第30	議案第18号	大竹市地区集会所設置及び管理条例の一部改正について	
第31	議案第29号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	生活環境付託
第32	議案第30号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	生活環境付託
第33	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第34	議案第21号	大竹市特別会計条例の一部改正について	総務文教付託
第35	議案第28号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託 （一 括）
第36	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第37	議案第34号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について	総務文教付託
第38	議案第22号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第39	議案第23号	大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括）
第40	議案第32号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	生活環境付託
第41	議案第26号	大竹市社会教育委員条例の一部改正について	総務文教付託
第42	平成26年請願第1号	労働者保護ルール見直し議論に対する意見書採択について	総務文教付託

+

+

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について（表決）
- 日程第 2 議案第 1号から日程第13 議案第12号（説明・継続・表決）
- 日程第14 報告第 1号から日程第16 議案第27号（報告・説明・付託）
- 日程第17 報告第 2号から日程第23 議案第33号（報告・説明・付託）
- 日程第24 報告第 3号から日程第28 議案第37号（報告・説明・付託）
- 日程第29 議案第13号から日程第32 議案第30号（説明・付託）
- 日程第33 議案第19号から日程第37 議案第34号（説明・付託）
- 日程第38 議案第22号から日程第40 議案第32号（説明・付託）
- 日程第41 議案第26号（説明・付託）
- 日程第42 平成26年請願第1号（付託）

○出席議員（16人）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 寺岡公章 | 2番 | 大井渉 |
| 3番 | 網谷芳孝 | 4番 | 藤井馨 |
| 5番 | 乃美晴一 | 6番 | 児玉朋也 |
| 7番 | 北林隆 | 8番 | 山崎年一 |
| 9番 | 細川雅子 | 10番 | 日域究 |
| 11番 | 上野克己 | 12番 | 原田博 |
| 13番 | 二階堂博 | 14番 | 田中実穂 |
| 15番 | 西川健三 | 16番 | 山本孝三 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

- | | | | |
|----------|----|-------|-----|
| 市 | 長 | 入山欣郎 | |
| 副市 | 長 | 大原豊 | |
| 教 | 育 | 長 | 大石泰 |
| 総務部 | 長 | 太田勲男 | |
| 市民生活部 | 長 | 青森浩治 | |
| 健康福祉部 | 長兼 | 正木丈治 | |
| 福祉事務所 | 長 | | |
| 建設部 | 長 | 長谷川寿男 | |
| 上下水道局 | 長 | 稲田正文 | |
| 消防 | 長 | 西岡靖 | |
| 総務課長併任選挙 | | 米中和成 | |
| 管理委員会事務局 | 長 | | |
| 企画財政課 | 長 | 吉岡和範 | |
| 自治振興課 | 長 | 吉田茂文 | |
| 環境整備課 | 長 | 野田英之 | |
| 社会健康課 | 長 | 政岡修 | |
| 監理課 | 長 | 香川晶則 | |
| 土木課 | 長 | 平田安希雄 | |
| 都市計画課 | 長 | 栢英彦 | |
| 総務学事課 | 長 | 野崎光弘 | |
| 生涯学習課 | 長 | 橋村哲也 | |

○出席した事務局職員

- | | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 福重邦彦 |
| 議事係 | 長 | 三浦暁雄 |

十

会期決定について

平成26年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成26年3月3日提出

大竹市議会議長 寺岡 公章

自 平成26年3月 3日

24日間

至 平成26年3月26日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 3	月	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
4	火	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
5	水			
6	木		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
7	金		安心安全対策特別委員会	10時～
8	土			
9	日			※大竹中学校、玖波中学校卒業式
10	月		本会議	
11	火	(予備日)		
12	水	休 会		
13	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	土			※小方小・中学校卒業式
16	日			
17	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	火		予算特別委員会（予備日）	
19	水			※栗谷小学校卒業式
20	木			※大竹小学校、玖波小学校卒業式
21	金			（春分の日）
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、大井 渉議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、平成26年度当初予算案の提案説明、請願第1号、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成26年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

私はこれまで、信頼ということを信条として、市民の皆様を大切に、大竹っ子を大切に、先人の皆様の蓄積を大切に、という3つの大切にまちづくりに対する基本姿勢に据え、そして、安定した運営ができる行政の仕組みづくり、将来の大竹を担う人づくり、よいまち大竹をつくることを政策展開の前提条件としてみずから課し、市政運営に取り組んでまいりました。

平成26年度当初予算の案につきましては、市民の皆様が幸せを感じながら生活していただけるよう、そして人が輝き、まちが輝いていくように、総合計画を基軸とした予算編成といたしました。

それでは、御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成26年度当初予算案を初め、専決処分の報告について、大竹市文化振興事業団の経営状況について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定・一部改正について、指定管理者の指定について、市道路線の認定について、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、一般会計及び特別会計の補正予算案など、合わせて40案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議いただきまして、ぜひとも議決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長（寺岡公章） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの24日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第13〔一括上程〕

議案第 1号 平成26年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成26年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成26年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成26年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成26年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成26年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成26年度大竹市公共下水道事業会計予算

議案第12号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（寺岡公章） 日程第2、議案第1号平成26年度大竹市一般会計予算から、日程第13、議案第12号教育委員会委員の任命の同意についてに至る12件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成26年度当初予算案が上程されるに当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

私は、信頼という言葉を信条として、3つの大切、市民の皆様を大切に、大竹っ子を大切に、先人の蓄積を大切にという、まちづくりに対する基本姿勢で市政運営に取り組んでまいりました。

平成26年度は、大竹市にとりましても、私自身にとりましても、一つの区切りとなる年

度でございます。

市長として2期目の市政運営に携わりましたこの4年間は、安定した運営ができる行政の仕組みづくり、将来の大竹を担う人づくり、そしてよいまち大竹をつくることを政策展開の前提条件として、みずから課してまいりました。

その一つとして、大竹港港湾整備事業とともに生まれました小方ヶ丘地区を、大竹市の大切な財産とすべく、職員とともに取り組んでまいりました。今では子供たちの笑顔や歓声に包まれた、すばらしい地として生まれ変わることができました。これも叱咤激励していただき、御判断くださいました議員の皆様方、そして市民の皆様との信頼関係があって実現できたものと、心より感謝を申し上げます。

ただ、限られた財源の中で、将来にわたって安定した財政運営ができるようにするために、財政の健全化に取り組むことと、子供たちの教育環境の整備や子育て支援の充実など、優先すべき課題へ取り組むことを両立させながら、短期間で最優先に取り組む必要のあるものから取り組みましたので、このたびの任期の中では取り組み切れなかった課題もまだ多くございます。

平成26年度の予算は、年度途中で私自身も選ばれる立場になることもございますので、市民の皆様が幸せを感じながら生活していただけるよう、総合計画を基軸とした、既に取り組んでいる事業を継続していくことを基本的な方針として編成いたしました。

国の制度や法律の改正によって新たにに取り組む必要が生じたものを除き、新規の事業は極力控え、行政の継続性、市民生活への影響を考慮し、経常的な事業や大竹を愛する人づくりを初めとする、総合計画を推進していくために必要な継続的な事業、そして国・県との信頼関係の中で、大竹市として、どうしても実施していく必要がある事業を提案させていただきました。

これらを基本として編成させていただきました平成26年度当初予算の規模でございますが、一般会計の歳入歳出予算額は、135億7,284万8,000円でございます。この予算規模の前提となる歳入の見込みでございますが、国の各種経済対策の効果により、国全体としては自動車関連企業などを中心として収益改善が進んでいるようでございます。

本市においても、一部の業種においては改善の兆しが見られるものの、市全体としては大きな業績改善は見込めず、市の歳入の基幹となる税収の伸びが見込めない状況となっております。

消費税率の引き上げに伴い、地方消費税交付金は増額の見込みとなっておりますが、臨時財政対策債を含めた地方交付税総額は国全体の税収の伸びに合わせて縮小されるため、本市における一般財源は大きく減少する見込みとなりました。

一方歳出では、扶助費などの社会保障関連費が大きく伸びましたが、補助費の減や普通建設事業費の減により、歳出総額は減少しております。一般財源の総額が減少する中で、社会保障関係費や老朽化した施設の改修費が伸びる傾向は今後も続いていくと見られ、さらに厳しい財政運営が強いられると予想されます。今後、さらなる効率的な行政運営と効果的な施策の推進に取り組まなければならないと考えております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、御説明申し上げます。

まず、大竹を愛する人づくりとしまして、平成25年度から保護者・地域の皆様と協議を続けてまいりました耐震化が必要な玖波小学校の改築に向け、基本設計を行います。

次に、生活基盤の整ったまちとしましては、25年度に引き続き、晴海臨海公園の第1期整備や橋梁の長寿命化対策事業に取り組みます。

安心・安全なまちづくりとしては、老朽化した救助工作車をポンプ付救助工作車に更新します。予防対策としては、早期発見、早期対応の取り組みを進めます。健康寿命を延ばすことを目的として、がん検診の受診率向上を目指し、大腸がん検診を無料化いたします。また、妊産婦の歯の健康状態を保ち、母子ともに健康な生活を送れるように、妊産婦の歯科健康診査を始めます。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で78億5,556万7,000円と前年度比2.4%増となっております。

国民健康保険特別会計では、生活習慣病予防を積極的に進めるため、特定健診費用を無料とします。

港湾施設管理受託特別会計は、平成26年4月から、阿多田漁港及び玖波漁港の管理者が広島県から大竹市に変更となるため、名称及び事業内容を改めております。

土地造成特別会計の健全化を図るため、平成25年度に引き続きまして、従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地の税収の約4分の1を一般会計から繰り出したします。

また、自然公園整備事業を新年度も計上し、元金の償還を進めてまいります。

地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございますが、独立採算制をとるこれらの会計では、常に経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進しながら、経営基盤の強化を図るため、より一層のコスト削減を念頭に予算編成をしております。

水道事業会計では、支出予定総額を7億9,288万8,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、水道ビジョンの事業計画に基づきまして、施設の改築更新事業や配水管改良事業等を予定しております。

続きまして、工業用水道事業会計では、支出予定総額を10億4,404万1,000円と見込んでおります。

主な事業内容は、施設の改築更新事業やダム維持管理負担金等を予定しております。

最後に、公共下水道事業会計では、支出予定総額を15億980万5,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、防鹿地区公共下水道整備事業や、小島汚水中継ポンプ場の改築更新事業等を予定しております。

施設の老朽化対策、少子化・高齢化社会への対応、国の財政状況の悪化による地方財政への影響など、私たちを取り巻く環境へのさまざまな不安や不満もあるかと思えます。

しかし、よいまちをつくっていくためには、現実をしっかりと見据えた上で、明るい未来や目先のことのみにとらわれることなく、夢を語ることも必要であると感じております。20年、30年後の未来の大竹のあるべき姿を想像し、現実を直視しながら、どうやって近づ

いていくのかを皆様と一緒に考え、向かい風の厳しさから逃げることなく着実に進んでいくことが、今ある私たち、市民の使命であると考えております。

平成26年度は、これまでの取り組みを着実に進めるとともに、市制施行60周年という人であれば還暦という区切りを迎え、これからの大竹をどうつくっていくかを考えていく年となる、そういう年にしていく年度であると思います。

以上、まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、議案第12号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、5人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、島田晃子氏が、平成26年3月31日付で辞職したい旨申し出がありましたので、その後任として、中田美穂氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

中田氏は、平成12年3月、比治山大学を卒業され、同年4月に株式会社住建産業入社、同社退社後、平成19年6月から株式会社ウッドワンに勤務されております。

また、平成23年度及び24年度には、穂仁原小学校PTA会長など、平成25年度には小方小学校PTA執行部会計監査及び小方小・中学校関係者評価委員を務められており、人格・識見ともにすぐれ、教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

なお、任期でございますが、前任者の残任期間である平成28年9月28日までとなります。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております本12件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成26年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、平成26年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。残る議案第12号教育委員会委員の任命の同意について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 副市長の発言を許可します。

○副市長（大原 豊） 今、教育委員会委員の任命の同意についてということで市長が提案

理由の御説明を申し上げましたが、その中で、前任者の残任期間である平成28年9月29日までとするところを、市長のほうで平成28年9月28日までと発言しましたので、市長の発言を訂正させていただきまして、前任者の残任期間は平成28年9月29日までと訂正したいと思っております。よろしく願いいたします。どうも済みませんでした。

- 議長（寺岡公章） ただいま執行部のほうより数字の修正がございました。  
改めて質疑を求めたいと思っております。  
質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。  
これより議案第12号教育委員会委員の任命の同意についての討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第12号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第16〔一括上程〕

- 報告第1号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）
議案第17号 大竹市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
議案第27号 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

- 議長（寺岡公章） 日程第14、報告第1号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）から日程第16、議案第27号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。
消防長。

〔消防長 西岡 靖 登壇〕

○消防長（西岡 靖） 報告第1号、議案第17号及び議案第27号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第1号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、本市所有の自動車による対物事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年2月18日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は31万5,000円で、債権者はお手元の議案集の方であり、市の車両運行に瑕疵があったため、損害を賠償をするものでございます。

次に、事故の概要について御説明を申し上げます。

平成26年1月16日午前8時38分ごろ、救急車で救急出動中、救急要請者を収容後、病院に搬送するため、車両を後進させながら方向転換する際、債権者宅入り口の欄干に救急車の左前方を接触させ、一部損傷を負わせたものでございます。

本件につきましては、救急要請者を一刻も早く病院に搬送させるためとはいえ、本市の安全運転管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。

なお、事故の損傷箇所につきましては、事故後に修繕を行っております。

今後は事故の未然防止のため、安全運転教育の強化を図り、万全を期する所存でございます。

以上で、報告第1号の御説明を終わります。このたびは、大変申しわけございませんでした。

続きまして、議案第17号大竹市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、平成26年4月1日付で消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められておりました消防長及び消防署長の資格について、市町村が条例で定めることとなったことに伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、これまで定めておりました市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令が廃止され、新たに市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が制定されたことにより、同政令で定める基準を参酌し、市の実情に応じて定めるものでございます。

条例第2条には、消防長の資格を定めたものでございますが、第1号として、消防職員で消防署長または消防署長と同等以上の職に1年以上あったもの。第2号として、消防団員で消防団長の職に2年以上あったもの。第3号として、市職員で部長相当職に2年以上あったものとしております。第4号に、市独自の基準として、市職員で課長相当職に3年以上あったものと定めるものでございます。

なお、第1号から第3号までは政令で定められた基準どおりでございます。

次に、条例第3条には、消防署長の資格を定めたものでございますが、第1号として、消防吏員で消防司令の階級に1年以上あったもの。第2号として、消防吏員で消防司令補の階級に3年以上あったもの。第3号として、消防団員で消防団副団長以上の職に3年以上あって、規則で定める教育訓練を消防大学校において受けたものと定めるものでございます。

なお、消防署長の資格につきましては、全て政令で定められた基準どおりとしております。

次に附則でございますが、第1項は施行期日につきまして、消防組織法の改正の施行期日と同じ平成26年4月1日としております。

第2項は、廃止される政令に基づきます、大竹市消防長の任命資格を定める条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第17号の御説明を終わります。

続きまして、議案第27号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

消防団員の処遇改善のため、平成26年4月1日付で消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令が改正されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、退職報償金の最低支給額を20万円に引き上げるとともに、一律5万円の引き上げを行うものでございます。

また、あわせまして、字句の修正を行うものでございます。

次に附則でございますが、施行期日につきまして、同施行令の施行期日と同じ平成26年4月1日としております。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第1号、議案第17号及び議案第27号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、報告第1号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第17号及び議案第27号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第23〔一括上程〕

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

議案第14号 大竹市漁港管理条例の制定について

議案第15号 大竹市漁港区域内占用料等徴収条例の制定について

議案第16号 大竹市海岸保全区域内占用料等徴収条例の制定について

議案第24号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第25号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第33号 市道路線の認定について

○議長（寺岡公章） 日程第17、報告第2号専決処分報告について（工事請負契約の変更）から日程第23、議案第33号市道路線の認定についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 長谷川寿男 登壇〕

○建設部長（長谷川寿男） 報告第2号、議案第14号から議案第16号、議案第24号、議案第25号及び議案第33号の7件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第2号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、平成25年9月24日に議会の議決を得て契約を締結した晴海臨海公園整備工事の請負金額及び履行期限の変更を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年2月13日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事は、晴海臨海公園全体面積12.76ヘクタールのうち、スポーツゾーン約4ヘクタールに、野球場とテニスコート3面の増設などの整備を行っているものでございます。

今回、請負金額を変更した主な理由としましては、野球場観覧席の一部への屋根の追加、盛り土の使用材料として他工事からの発生土の流用による土工数量の見直し、地下に埋設する電線管や園路灯などの電気設備工事の前倒し施工によるものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額4億7,880万円に747万7,050円を増額し、あわせて、履行期限を平成26年3月14日から同年3月31日に変更する変更契約を締結したものでございます。

具体的な変更内容としましては、1つ目として、野球場観覧席の構造変更に伴う増額です。

当該地は、御存じのとおり産業廃棄物処分場跡地であり、構造物の設置には荷重等のさまざまな制約がございます。当初、野球場観覧席は、できるだけ軽い単純な構造物とするため、屋根のない開放的な空間としておりました。

しかしながら、近年の猛暑や突然の雨などの気象状況の変化に対応できるよう、強い日差しや雨を避ける場所を確保すべきとの要望を受け、観覧席に屋根をかけることについて構造を再検討しました。その結果、荷重制限上も設置可能ということがわかったため、観覧席の一部に屋根を設置するよう工事内容を変更いたしました。

2つ目として、流用土の活用による土砂購入費の減額です。

今年度は、盛り土造成工事を行っており、当初、盛り土材として広島県の発注する防鹿トンネル工事の発生土と購入土砂を見込んでおりました。工事発注後、広島県が発注した他の工事現場より良質な残土が提供されることとなりましたので、購入土砂を取りやめ、これを流用することといたしました。

3つ目として、次年度に実施予定工事における工程の見直しによる電気設備工事の追加です。

具体的には、今年度施工中の盛り土造成工事に使用している土砂の大半は、防鹿トンネル工事の発生土です。これは、山から掘り出した岩を砕いて盛り土材として使用できるようにしたのですが、当初想定したよりも比較的大粒のものも含まれていたことから、次年度に計画している地下電線管や園路灯の設置箇所における掘削作業の施工性や、掘削作業による今年度に整備した施設への影響を考慮し、この電気設備工事を今回、前倒して施工いたしました。

以上が主な変更理由でございます。

なお、主な変更の増減額の内訳としましては、野球場観覧席へ屋根をかける構造変更が約800万円の増額、土砂購入費が約1,100万円の減額、電気設備工事の前倒し施工分が約1,000万円の増額、その他現地精査に伴う数量の変更など軽微な変更を合わせ747万7,050円の増額となっております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号大竹市漁港管理条例の制定について、御説明申し上げます。

平成26年4月1日から、第2種阿多田漁港及び玖波漁港の管理者が広島県から本市に変更することに伴い、漁港施設の維持管理を行うため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、市が管理する漁港の維持管理について法令根拠を示し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、市が管理する漁港施設のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地について、維持及び運営に関する計画について毎年度定めることとしております。

第3条は、漁港の保全について、漁港施設を損傷、滅失してはならないことや、損傷、滅失した者は原状回復義務及び損害を賠償することを。

第4条は、港内の秩序維持のため、停係泊する船舶に対して移動を命じることができることを定めています。

第5条は、爆発物やその他の危険物を積載する船舶に対して、その取り扱いを制限することを。

第6条は、港湾の区域内における漂流物や放置物等について、漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者または占有者に対し、その除去を命じることができることを定めています。

第7条は、係留施設における禁止行為について、第8条は、陸揚げ輸送等の区域における利用の調整について定めることとしております。

第9条は、市が管理する漁港施設を利用する者は届け出なければならないことを定めています。

第10条は、市が管理する漁港施設を占用しようとする者及び市が管理する漁港施設に定着する工作物を新築、改築、増築、もしくは除去しようとする者に対し、許可を受ける必要があることを定めています。

第11条は、市が管理する漁港施設を使用しようとする者に対し、許可を受ける必要があることを定めています。

第12条は、この条例に基づく許可により生じる権利を譲渡等することについて、制限することを定めております。

第13条は、市が管理する漁港施設を使用しようとする際の許可に対し、制限を定めることとしております。

第14条は、市が管理する漁港施設を使用または占用しようとする者に対し、使用料または占用料を納付することを定めております。

第15条は、市が管理する漁港施設を使用しようとする際の許可に対し、本条項に違反する者に対して、許可の取り消し及び原状回復命令をすることができることを定めています。

第16条は、市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施工または漁港の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、第15条に規定する処分や必要な措置を命じることができることを定めることとしております。

第17条は、この条例の施行に関し必要な事項について、市長が別に定めることができることを定めています。

第18条は、本条項の規定に違反した者や命令に従わない者に対し、5万円以下の過料を科することができることを定めています。

施行期日は、平成26年4月1日となります。

経過措置として、この条例の施行の日の前日までに、広島県漁港管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことと定めています。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号大竹市漁港区域内占用料等徴収条例の制定について、御説明申し上げます。

平成26年4月1日から第2種阿多田漁港及び玖波漁港の管理者となることに伴い、漁港漁場整備法第39条の5の規定に基づき、本市の漁港区域内における占用料等を徴収するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、漁港区域内における占用料または土砂採取料の徴収について、法令根拠を示し、次条に続く徴収方法等について、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、その区域内における水域または公共空地について、占用料または土砂採取料を徴収すること。

第3条は、占用料または土砂採取料の額について定めています。

第4条は、占用料または土砂採取料の額を算定するに当たり、占用期間や占用数量の考え方を示し、計算方法について定め、第5条は、占用料または土砂採取料の徴収時期や期限を示し、徴収方法について定めています。

第6条は、占用料または土砂採取料の減免について定め、第7条は、占用料または土砂採取料の還付について定めています。

第8条は、不正行為等による占用料等の徴収を免れた者に対しての過怠金について、徴収することを定めています。

施行期日は、平成26年4月1日となります。

経過措置として、この条例の施行の日の前日までに、広島県漁港区域内占用料等徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことと定めています。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号大竹市海岸保全区域内占用料等徴収条例の制定について、御説明申し上げます。

平成26年4月1日から第2種阿多田漁港及び玖波漁港の管理者となることに伴い、海岸法第11条の規定に基づき、本市の海岸保全区域内における占用料等を徴収するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、海岸保全区域内における占用料または土砂採取料の徴収について、法令根拠を示し、次条に続く徴収方法等について、必要な事項を定めるものとしています。

第2条は、その区域内における占用料または土砂採取料を徴収すること。

第3条は、占用料または土砂採取料の額について定めています。

第4条は、占用料または土砂採取料の額を算定するに当たり、占用期間や占用数量の考え方を示し、計算方法について定め、第5条は、占用料または土砂採取料の徴収時期や期限を示し、徴収方法について定めています。

第6条は、占用料または土砂採取料の減免について定め、第7条は、占用料または土砂採取料の還付について定めています。

施行期日は、平成26年4月1日となります。

経過措置として、この条例の施行の日の前日までに、広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことと定めています。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について、御説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと及び関係法令が改正されたことに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

1点目に、道路占用料の改正についてでございます。

道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、同政令中、道路法施行令別表の占用料について、地価の下落に伴う引き下げの改正が平成23年4月1日から施行されました。これにあわせて、広島県の道路占用料徴収条例も改正され、平成24年4月1日に施行されております。このことにより、県内の各市町におきましても、昨年度から条例改正が行われているところでございます。本市の条例は、県条例の単価を準用しており、県内各市町との均衡を図るため、改正しようとするものでございます。

2点目に、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、一定の道路に設ける食事施設等、特定都市道路の上空に設ける建築物等、自動車駐車場が道路占用許可対象物件に追加されたことに伴いまして、別表の道路占用料に追加するものでございます。

3点目に、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令により、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が道路占用許可対象物件に追加されたことに伴いまして、別表の道路占用料に追加するものでございます。

4点目に、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、道路法第39条第1項の改正が行われ、国の行う事業は全て占用料が免除され、地方公共団体の裁量の余地がなくなったことに伴いまして、本条例の減免規定から引用条項を削除するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日としております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号大竹市公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。

先ほどの議案第24号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてに関連しまして、大竹市公園条例における公園使用料につきましても、大竹市道路占用料徴収条例に準じて、一部改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、現在、公園の使用料等を定めた基準につきまして、道路占用料の基準を参酌し、これを簡易にまとめた独自表による運用を行っておりますが、この場合、基準となる道路占用料の改正が行われる都度、本条例も同様の改正を行うこととなっております。

このため、現行の独自表による運用をやめ、大竹市道路占用料徴収条例別表に定める料金表を引用する形式に改めることとし、これにより、今後、道路占用料の改正が行われた際には、この改正内容が自動的に本条例に反映することができるよう、条例別表第2で規定するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日としております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

最後に、議案第33号市道路線の認定について、御説明申し上げます。

今回、提案させていただきました御園9号線につきましては、御園一丁目地内における民間による開発行為によって生じた団地内の道路が、公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

以上で、報告第2号、議案第14号から議案第16号、議案第24号、議案第25号及び議案第33号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 報告第2号について、一、二お尋ねするんですが、これは完成期日が半月延びるよね。この、今回提案されとる。それで、3月31日までにやり上げにやならないという背景なり、根拠はどういうことになるんですか。4月に入ってでも、半月ぐらいのことなら別に支障ないように思うんですが、何かイベントでも、野球場を利用してやるというふうな前提があるんですか。そのことを1つ聞かせてください。

それから、工事の内容なんですが、原設計で観覧席の椅子ですね。収容、何人できる規模になっとるん。最初は軽量で設計されとったのが、今回そうではない、変更で事業費がふえるというふうな今、説明があったんですがね。あそこは前々から産業廃棄物で埋め立てをした土地ですから、構造物の重量、構造によっては、いろいろ心配な向きもあるんですが、現在、工事を発注している観覧席の規模はどういうことになっとるんですか。

これに関連して、さきの協議会の際でしたか、観覧席をもっとふやしたらどうかというふうな同僚議員からの意見もあって、それは観覧席をふやすという方向で検討もし、取り組むというふうな答弁があったように聞くんなんですがね。どこまで、どういうふうにやろうとしてるんかということも含めて、この際、聞かせてもらいたいんです。

それで、野球場全体の収容人員がどの程度になるか。イベントによっては、定員よりか多くの人が詰めかけるということもあり得るわけよね。そのようなときに、今の埋め立てをした産業廃棄物による土地の上に施設をつくるわけですから、そういったことを考慮して設計もされとると思うんですが、その心配は、また先々、いや設計変更だ、工事の変更だというようなことが起こり得る私なりの懸念も持つんですが、その辺のことは大丈夫ですか。またぞろ工事が発注した後から手直しをせにやいけんようなことになったんじゃ、困るわけよね。

こういったことを十分審議したかったんですが、もう専決で執行部のほうで決めてしまうた。専決せにやならん根拠がどこにあるんかいうことを、私はいつも思うんよね。これはあえて言えば、議会の審議権をあなたらは軽視しとるわけですから。15日や20日延びたけえいうて、どこに支障があるんか思うんよね、私は。

そういった思いで質問しとるんで、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） それでは、今の山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。何点か御質問があったかと思しますので、順番にお答えをさせていただきます。

まず、完成期日が延びるのはなぜか。また、ぎりぎり延ばすのではなくて、4月に入ってからでもよいのではないかという御質問でございます。

まず、この晴海臨海公園の整備事業につきましては、防衛省の補助予算をいただいて実施をしております。こちらの予算につきましては、年度単位で実施をすることとなっております。今回の第1期の事業につきましても、平成25年度、26年度の2カ年に分けて施工するものでございます。

今回、25年度で発注した工事につきましては、25年度中に検査まで終わるということが前提となっておりますので、まずは3月いっぱいまでに工事を終わる工期を設定をさせていただきます。

また、工期が延びる理由につきましては、建設部長からも御説明をさせていただきましたように、工事に一部、増工がございます。そのために必要最小限の日数を請負者とも協議をしながら、年度内完成が可能であるということを確認した上で、工期の延期をさせていただくことを提案させていただき、専決をいただいたものでございます。

続きまして、観覧席の収容人員のことについてでございますが、これは当初から計画しておりました400名で観覧席は設計をさせていただいております。このたび、屋根の増設は行わせていただきましたが、観覧席自体の収容人数は400名のそのままでございます。

なお、屋根を設置することに伴います荷重の増加分につきましては、これも検討を行いました結果、産業廃棄物処分場埋立地に設置できる可能な荷重がクリアできることを確認した上で、このたびの屋根の設置を指示したものでございます。

続きまして、観覧席を今後ふやすことはどうかということでございますが、昨年、同様の質問、御提案等をいただきました。つきましては、外野席、そういったところへ観客の入りの状況を見ながら、実際に出し入れできる簡易的なもの、そういったものを観客席として検討していきたいというふうに考えております。

現在のところ、固定施設での増設というのは、当初どおり、考えていないところでございます。

質問の内容は以上でよろしゅうございましょうか。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

8番、山崎年一議員。

○8番（山崎年一） 私も報告第2号専決処分の報告について、若干お伺いをしたいと思います。

観覧席に屋根をつけるということですが、これは屋根をつけるということは建築基準法から言うと、基本的な構造の変更だと思うわけでありまして。これが、今提案されています補正予算で全て解決するというのは、私はちょっとおかしいなという疑問を持つわけでありまして、基本的な建築物の構造の変更でありますから、これは補正予算で、どういいますか、可決することで全て解決するというに、私ちょっと理解できませんが、この部分については別に問題ないという解釈なんですか。私は基本的な建物の変更であれば、それは当然、議会の承認を得る必要があるというふうに考えるんですが、そのところの解釈についてお願いします。

○議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） 山崎議員からの御質問ですが、建築物について申し上げます、建築確認のほうをとった上で施工しております。それはそれで通っておりますが、今おっしゃられているのは、建築物だから当初の契約の内容自体が大きく変わるので、補正とおっしゃったんですが、専決にならないということをおっしゃっているのでしょうか。申しわけないですが、大きな構造物自体が変わるので、重要な変更になる、軽微な変更ではないということをおっしゃってるふうに思っております。

今の専決事項については、議会の委任による市長の専決事項の指定についてということ

になりますと、市の条例の中で、請負金額の増額または減額が1,000万円を超えない範囲で、また工期について当該年度を超えない範囲で変更することについて専決することができるという規定になりますので、我々としましては、その中での変更という扱いで専決というふうに考えております。

○議長（寺岡公章） 8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私が申し上げておるのは、法的に、今申し上げておりますのは、専決処分で処理するということについての予算上の問題を言うところではないんでありまして、建物の屋根をつけるということは、構造を基本的に変えるわけでありますから、これは専決処分では済まんのではないかというのを言っとるわけで、建築物の基本的な構造を変えるわけでありますから、専決処分にはそぐわんというふうに私は考えるんでありますが、そこを建築基準法との関係で、そんなことはもう専決処分ですら通らねえんだと、建物を変えようがどうしようが、議会にそがあなことを説明する必要はないよ、こういう解釈なのかどうかということを知りたいです。私の質問がわからんようでしたら、またお願いします。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 今の山崎議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

このたびの工事の変更の指示をするに当たりまして、屋根の設置ということは、観覧席で御覧いただきます市民の方々のアメニティーの向上ということでございます。もともと観覧席は、そこで行われております野球でありますとか、サッカーでありますとか、そういったイベントを外から見るための施設でございます。この施設の設置目的自体は、先ほども人数も変更してないことを申しましたように、目的が変わっておりません。あくまで屋根は、その方、見ていただく方の快適性を確保するためのものでございまして、重要な変更ということにはならないという判断をさせていただいた上で、このたびの現地の工事の施工を指示をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 屋根をつけることが、私けしからんと言っとるわけじゃない。当然、市民の皆さんが観覧、あるいは市外からお見えになると思うんですが、お客様が観覧されるわけでありますから、雨に対する対策、あるいは雷、そういうものに対する対策、暑さに対する対策、当然のことでありますから、考えられていいと思うんであります。

問題なのは、構築物に屋根をつけるということは、基本的な構造の変更だと私は思うんであります。物をつくって屋根のないのと屋根のあるということは、全然基準が違うと思うんでありますね。ですから、私は構築物に屋根をつけたということは、基本的な構造の変更になるじゃないですかと。それを専決処分ですら処理しようとするのは、おかしいじゃないですかと。こういうのが私の言い分でありまして。だから、そこを法的に説明してもらわんと、やれお客さんが困るけえ、屋根をつけたんですよという短絡的な説明じゃあ、私は納得できんと思うんであります。

これ、最後の質問になりますので、ぜひ明快な答えをお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時01分 休憩

11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続きまして、会議を開きたいと思えます。

建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） 済みません。お時間いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの山崎議員の御質問に回答させていただきたいと思えます。

提案説明でも御説明いたしました、昨年9月議会、議決いただきました当初の請負工事につきましては、晴海臨海公園整備工事ということで、工事の内容も土木一式工事でございます、あくまでグラウンドの整備が主、テニスコートもございますが、野球場を整備することは主たる工事でございます。

今回、屋根をつけるということにつきましては、その中の一部の工事という解釈で、内容も工事的にも軽微だという判断をまずいたしました。

次に、先ほど申しましたが、変更の扱いについてどうするかということの中で、地方自治法第180条第1項によります議会の委任による専決処分、これにも、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる」ということから、「議会の議決を得た契約について、請負金額の増額または減額が1,000万円を超えない範囲で、また、工期について当該年度を超えない範囲で変更すること」が専決できるという事項に該当すると判断しまして、今回、専決処分をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

15番、西川健三議員。

○15番（西川健三） この専決処分の問題について、議会のほうで今まで再々協議をしたような記憶はあるんですけども、我々議会側としての意見というのが取り入れられてないような気がするということで、先般の協議会で意見を述べさせていただきました。

それについて、軽微な変更の1,000万円の分については別段どうこう言うんではないんですけども、外野席の観覧席をどのようにするかというのも、そのときにいろいろと皆さん方のほうへ、執行部のほうへお願いをしております。

その中で、先ほど課長の答弁では、軽微の移動型のそれについてはということだったんですが、本当に協議をしたのかどうかね。我々からすれば、市民球場ですから、もっと市民球場的なものをやっていただきたいという、委員協議会での意見ではそういうふうに言うておりました。それが、その後、委員会も開かれず、今回の専決処分のことになったわけですけども、そこらあたりもう一回ね、あす、生活環境委員長のほうで現地を視察することになっております。そこらでまた詳しくはお聞きしたいとは思いますが、そ

れが本当にあのときの協議会で協議をしたものが、実際に考えられたのかどうかね、そこらあたり、もう一度ちょっと詳しくお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 今の西川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

昨年、同様の御提案をいただいて答弁をさせていただいたところでございますけれども、まずは、事業の完成を先行、優先をさせていただくことを方針を決めております。

また、中で、外野の簡易的な観客席、こういったものが準備できないかというのは、見積もりをとらせていただきながら、金額がどのぐらいかかるかということも検討していただいております。また、工事の進捗状況を見ながら、購入時期、それから観客の入りの状況を見ながら、また購入時期については検討していくよう、建設部の中で協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 15番、西川議員。

○15番（西川健三） いずれにしても、400席の観覧席の屋根についてはね、これはもうその当時から、観覧席を設けてやって屋根がないというのは不都合じゃないかと。

これからあることなんですけれども、それ以降にやはり、変更するのであれば、やっぱり協議会にいろいろ諮っていただいて、我々も今までにそういった意見を述べておりますんで、そこらあたりは担当課としてはね、専決処分を出すのであれば、やっぱり協議会に諮るなり、そういった状況をやっぱり議会のほうへ知らせていただくようお願いをしておきます。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 皆さんの、これは質疑というのかな。聞いてまして、いろいろ疑問というか、湧いてきました。

正直言いまして、屋根を張る直前までできているものに、あえて屋根を張ったんよっていうんならわからんことありませんが、もともと屋根がないんですよ。きょう、図面も何も出てませんから、正直言うてさっぱりわかりませんが、屋根を張ろうと思えば柱が要りますよね。柱をつけて、そして上に屋根を張る。それがビニールテントみたいな屋根ならいいかもしれませんが、そんな一時的な屋根ではありませんよね。それをですよ、そう変更するということは、かなり重要な変更だと思うんです。確かに、球場というか、公園全体から見れば観客席は一部でしょうし。でも、そういう見方は普通しませんよね。一定の面積があれば、かなり大きな変更だと思うんですが。

この専決がいいか悪いか、それはルールがあって、その中でおさめようとされること自体は規則的には理解できます。ただ、公の工事としてやる場合に、議会をもうちょっと重視してほしいなと思えますね。言わなくていいことは極力言うまいという姿勢を、すごく感じるんです。紙切れ1枚出せないかって。

資料もらえませんか。議長お願いします。

○議長（寺岡公章） 日域議員から、ただいま資料を出してほしいというふうな御意見ございましたけれども、資料要求でありましたら本会議の散会後に資料提供の要請依頼というものを提出していただきたいというふうに思います。

本会議場での個人的な資料要求は御遠慮いただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

10番。

○10番（日域 究） いや、それも含めてね。皆さんの、何ていいですかね、心の底から、そうよねって、いいことよねって、ぜひやりましょうねっていう賛同を得ようとする気があるのかどうか。最近、議会について、よく皆さんが本当に理解して賛成したり反対したりできてるのかなという懸念を感じます。

じゃあ、さっきの質問続けますけども、当然、柱の長さも変わってるわけですよ。屋根をつくるための柱が要りますよね。これ、かなり厄介な話だと思うんですが、一般的に考えたら、何をイメージしたかと言いますと、よく立体の駐車場がありますよね。床を見たらメッシュになってますよね。多分、メッシュということは、床じゃないという発想なんでしょうね。屋根もありませんよね。だから建築基準法の対象にならないのかどうか、私、詳しくはありませんが、ああやって狭い土地を有効活用するためにいろんなことをするんですが、床があって屋根があって、建物とは思いませんが、何になるんですかね。それは建築基準法的なものの対象になるんですか、ならないんですか。そういうあたりも含めてですよ、構造的にどういう屋根なのか、屋根材ですね。そういうものも含めて、耐用年数とか、そのあたりちょっと教えてもらえませんか。資料がない上で、こがあな質問をするのは非常に難しいんですけども、ぜひお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 今回設置いたしました屋根の構造につきましては、鉄骨、それからガルバリウム鋼板で屋根を覆わせていただいております。

今、議員の御指摘のとおり、建築基準法に基づく建物ということになりますので、今回の屋根の増設について、改めて建築確認の取り直しをさせていただいております。その上で、安全性、それから建築基準法に満足することを確認いただき、許可を得た上で、このたびの施工をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） そういう状況にあって、最後はですよ、金額があっちがプラス、こっちがマイナス、差し引き1,000万円以下だからってということですね。でも、こういうルール決め方がちょっとまずいかなと思いますけども、極端に言えば、1億円マイナスになって、片方で1億500万円プラスになって、差し引き500万円ですから、これは専決ですよってケースを思い浮かべていただければわかるかと思いますが、やはり個々のことが相当変化してるのであれば、専決をしなくちゃいけないっていう決まりじゃないですよ。防衛省のほうは年度単位というのは当たり前ですけども、あんなものは簡単に越えることができますから、それを声高に誇張しないでいただきたい。そんな柔軟性のない補

助金を出すはずがありませんから。

とにかく、極力、資料を出してほしい。議会というのは、何のためにあるんかっていうことですよ。こここの2年間、そういうことばかりじゃないですか。議長におかれても、議会の尊厳といいますか、重要性を十分認識した議会運営をやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 御意見ということでよろしかったですか。質疑はないんですね。

何かありますか。

建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） ただいまの日域議員及び西川議員からもありましたが、どこまで議会に私としましては御説明すべきであったかということにつきましては、明確な基準のない中で、今回は報告をせずに専決ということでやらせていただいたところがございませぬ。

資料につきましても、膨大な資料に結構なりますので、私の提案説明の中でわかるように私としましては説明したつもりでございましたけども、今後はできるだけ、説明がわかりやすくなるような資料提供、及びそういう機会をつくるように私としてはしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありますか。

2番、大井 渉議員。

○2番（大井 渉） 今、専決の話が出ましたけど、第179条と第180条ですね。今回、180条を使われたということですけど、それはそれで議会が委任した事項でございませぬ、それはわかりますけど、先ほど屋根の一部と言われたんですが、ここに書いてありますね。観客席の一部への屋根の追加等と。一部とはどういう意味だかちょっとわからないんで、400座席全部、その屋根をつけられたのか、それとも一部だけなのか。それが今の防衛省との補助金との関係で次年度に繰り越されるのか、その辺がちょっとわかりにくかったんで、その辺を教えてくださいたいと思えます。

それから、これ先ほど、追加して、非常に暑かったり、それからゲリラ豪雨があたりというんで、屋根があったほうがいいだろうという判断をされた。これはよくわかります。ただ、わかるんですが、設計段階で、なぜわからなかったのかということですね。これもやはり防衛省との予算の関係があったのかどうなのか。

それから、今回増額になりましたですよ。700数十万円。これがまた防衛省とのどういう関係になるのか。補助金との絡みになるのか。市の負担がふえるのかどうなのか。

もう一回言いますが、専決処分、いろいろ私、間違っとなるかもわかりませんが、専決処分というのは、法律上認められているものではありませんけど、いろんな物を読みますと、あくまでも、第179条だったら議会を開くいとまがないときとかですね、軽微なものだったらという、基本的には書いてありますけど、その裏の法律の、何といいますか、基本精神みたいなものは、議会に諮るべきことをそういう特別な方法で専決してもいいということですから、それは基本的に、よく丁寧に説明するというのが大前提ですよと書いて

てあるように思ったんです。幾つか見た中で、その専決処分の考え方についても、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、済みません、よろしくお願ひいたします。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 大井議員からの御質問に対してお答えをさせていただきます。

観覧席の一部に屋根をつけたというふうに申し述べさせていただきましたけれども、観覧席、全体で400名の着席スペースがございます。そのうち、今回屋根を設置したエリアは、投影面積、風とか日の傾きがありますので、一概に何名とは言えないんですが、真っすぐ真上から見たときの面積が約45%のエリアを屋根が覆うような形になっております。

ということで、観覧席全体に屋根がかかっておりませんので、観覧席の一部にという表現をさせていただきました。

それから、防衛省との予算の関係でございますが、基本的に、防衛省の予算の都合により、観客席をつけたつけないでありますとか、この指示があつてこのような形にしたということではございません。

ただし、防衛省の予算を使わせていただいておりますので、この屋根をつけること、それから全体を含めた工事費の増減、こちらにつきましては都度、協議をさせていただきます、防衛省の予算で認められる範囲というものを確認をした上で、実施をさせていただきます。

ということで、防衛省も補助率がございますので、当然、補助裏の部分につきましては、その分、市の歳出がふえるわけでございますけれども、補助率は当初、防衛省からいただいている予算の補助率のままということでございますので、これだけを単市でやったとかいうことではございません。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） 3点目の御質問ですが、繰り返しになると思いますが、専決については、先ほども言いましたように、本来はやはり大井議員がおっしゃるように、議決に間に合えば、それはかければいいんですが、今回の場合は、工程的な残土、県との土砂の搬入の工程調整、及び先ほどの屋根の設計の建築確認の関係等の工程で、12月議会に間に合わなかったこと、及び今回2月になったというのは、そういう理由でございます、専決にしたというのは、今回の変更自体が軽微な変更ということで、判断をいたしました結果でございます。

○議長（寺岡公章） 2番。

○2番（大井 渉） ありがとうございます。

専決処分の考え方は、今、部長から言っていただきましたように、基本精神はそういうことだろうと思っておりますので、何でもかんでも専決すればいいと、そういうもんじゃないということ、よく考えといていただきたいということと。

それから、先ほど45%と言われましたですね。屋根がですね。ということは、400座席のうちの約200足らずということだと思ふんですが。

それから、補助金はもう変わらないんでということだったから、単市の負担になるって  
いうことですね。今の700数十万円というのはですね。防衛省からもらう補助金は、もう  
当初予算で決まっておるので。私の解釈です、私の解釈が間違っと思ったら言っていたき  
たいんですが、もうそれは決まっておるので、単市からの負担になるというふうに私はと  
ったんですが、なぜ45%なのか。できたら全部、暑かったり雨が降ったりするわけですか  
ら、なぜしてあげないのか。それとも、それは新年度に、まだ私ちょっと予算書を全部見  
ておりませんが、そういうものが新年度に全部やるように、ちゃんと予算化されており  
ますということなのかですね。せっかくなら、その半分だけ屋根をつけるというのも何か  
おかしい話ですから、400しかないわけですから、全部つけてあげりゃいいのになと個人  
的に思うわけです。

ただ、さっき単市というふうに私はとったもんですから、防衛省の補助金が出なかつた  
ら、それ全部が市の負担になるんで、それは厳しいという言い方にちょっととれたもんで  
すからね。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと聞いたかと思うんですが、答えていただけなかったんじや  
ないかと思うんですが、それをやろうと、屋根をつけようと思われたのはいつだったか、  
先ほど聞いたと思うんですがね。それはお金が余ったからやろうと。余ってないんですよ  
ね。追加するんですから、余ってないんですよね。それはいつごろ、そういうふうなこと  
を考えられて、そういう専決をされたのか、その辺も含めて。当然、見積もり等もとられ  
たと思いますので、その辺の時期的なものも教えていただきたいと思います。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 大変失礼いたしました。質問3点ほどあったかと思ひます。

まず1点目の、なぜ全体に屋根をかけなかったのかということですが、このた  
び、屋根をかけるに当たりまして検討を行いました。検討を行った結果としましては、恐  
らく全体に屋根をかけたとしても、屋根のガルバリウム鋼板がそんなに重たい物ではござ  
いませんで、荷重的には恐らくクリアはできるだろうというふうな状況でございました  
けれども、とはいえ、やはり荷重がふえることには間違いがございません。ぎりぎりのと  
ころで、とりあえず満足するかという形で、設置するのが望ましいのかどうかというこ  
とを考えますと、極力、重たい物は上に乗せないほうがいだろうということがございます。

それでは、なぜ45%。別に45%ということ限定してかけたわけではございませんで、  
観覧席が大きく3辺、あす見ていただけると思ひますけれども、3辺ほど観覧席がござ  
います。そのうちバックネット裏の1辺のところ、このたび屋根をかけたような形状に  
なっております。ということから、観覧席の形状に合わせた形でエリアを設定させていた  
だきました。

ここの中心部のとこだけ、じゃあなぜかけたのかということなんですけれども、この中心  
部では、恐らくいろいろな大会、イベントが行われたときに、その観覧席に本部席などが  
設けられるかと思ひます。これはお客さんの大小、多少にかかわらず、必ずそういった本  
部席等が設置されるということもございまして、このエリアは確実に大会、イベントの際  
には利用されるだろうということから、設置効果というものが確実に望まれるというこ

ろで、この真ん中のエリアを設定したものでございます。

あと、参考としましては、いろいろな球場を参考にさせていただきまして、同規模同程度のもの、栃木県の足利、こちらの球場でありますとか、こういったところを少し参考にさせていただきまして、およそ同じような形態で屋根が設置をされております。そういったところから、必要最小限というような格好になろうとは思いますが、それを計算しますと、結果、45%のエリアとなったということでございます。

それから、防衛省の予算についてでございますが、私の説明の仕方が悪かったと思しますので、改めて申し上げます。

防衛省の補助率、今回の増額分につきましても補助率は変わらないということでございまして、総額が変わらないということではございませんので、よろしく願いいたします。

それから最後でございますが、屋根をつけようと思ったのはいつなのかということでございますが、昨年8月末に、大竹市の体育協会のほうから、今回示していただいた、観覧席に屋根がついてない。特に8月は、昨年、猛暑でございました。雨も大変多かったときでございます。これから見る人にとって、やはり避難する場所が要るだろうということで、屋根をぜひつけていただきたいという要望が市のほうに提出をされました。

その場では、すぐに設置できるかどうかということにつきましては、まだ検討もしておりません時期でございましたので、改めて、それではその要望を踏まえまして設置を検討させていただきました結果、設置が可能ということがわかりましたので、その要望を受けて検討した結果、オーケーということを確認した上で設置をするということを決めたものでございます。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 2番、大井議員。

○2番（大井 渉） わかりました。

8月にそういう要望があったということでございますので、先ほど西川前議長さんからもお話がありましたけど、観客席の問題もあったと思います。それからそれについても、検討しますというお答えだったんじゃないかなと思います。それで、こういう今のように要望も出てきたという中で、9月議会あるいは12月議会とあったはずですから、まあその辺、今後ですね、今回言ってもしようがありませんので、今後、そういうことをしようと思うとか、今そういうことを検討中だとかですね、できれば先ほど日域議員が言われたように、なかなか私も何も無い中で質問するわけですから、できれば資料でもですね、どういうふうになるのか、先ほど部長は莫大な資料だと言われたんですが、できるだけ丁寧な説明をされるためには何か工夫をされて、わかりやすいような図面でも今後は出していただきたいと、このように思っております。

それから、最後ですから。こういうのは、もう三洋技建さんに請負をお願いして契約を締結しとるわけですから、当然、追加工事が、あいみつとか、できないですよ。工事の一体性上。だから、もう業者のほうから言われた金額を、そのまま乗せざるを得ませんですよ。その屋根だけを別の業者にやってくださいということはできないでしょうから。一般的にですよ。その辺も、どういうふうに今までしておられるのか。元請業者があ

って追加工事があったときに、あいみつもとれないような状態だろうと思いますんで、その辺はどういう形にしておられるのかなと思ひまして、それだけ最後に聞いて質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 大井議員からの御指摘、それから各議員からの御指摘にもありましたように、説明不足の点がありましたことをおわびを申し上げます。

あす、また現地のほうでも詳しく説明をさせていただきたいと思ひますし、先ほど部長が申しましたように、できるだけ皆様方に情報を提供させていただきながら、今後とも事業は進めてまいりたいと考えております。

それから２点目の、業者との追加工事に関する契約でございますが、確かに、このたび請け負った業者が、もう決まっておりますので、そこへ追加するということになれば、どのような形で契約するかということでございますが、まずはこちらで、市のほうで官積算で積算を行います。当然、見積もりも大竹市でとります。それで今回の増工分が、これだけのお金になります。積算すれば、およそこれだけのお金になります。これで仕事を受けていただけますでしょうかという協議をした上で、追加の工事をお願いするものでございます。

協議ということでございますので、当然、調わなければ、その部分はその業者以外のところへ、どうしてもやらなければいけないものであれば、お願ひをすることになりますし、その協議の結果、どうしても今年度できないということになれば、そこでの工事はその請負者さんに追加工事ということではなくて、また改めて請け負ひし直すということになるかと思ひます。

そういった意味で、業者の言いなりということではございませんので、あくまでこちらで積算をした上で相談をするということでございます。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第2号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第14号から議案第33号に至る6件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第28〔一括上程〕

報告第3号 大竹市文化振興事業団の経営状況について

議案第20号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第35号 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第36号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1

号)

○議長（寺岡公章） 日程第24、報告第3号大竹市文化振興事業団の経営状況についてから日程第28、議案第37号平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号）に至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 報告第3号、議案第20号、議案第35号から議案第37号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第3号大竹市文化振興事業団の経営状況について、御報告申し上げます。

本事業団は、平成25年5月31日をもって解散し、今年度は大竹市への事業の引き継ぎ及び解散事務を進めてまいりました。

平成25年5月31日現在の本事業団の資産は、議案集にとじてあります決算報告書の11ページにありますように、3,138万2,425円でございます。前期繰越金と基本財産の一部を取り崩し、退職金の支払いに繰り入れましたので、当期正味財産の増減額は2,320万1,438円の減額となります。正味財産は1,557万548円となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算報告書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、38ページからの議案第20号大竹市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額が一部引き上げられること、また、本条例中に規定する介護保険法に条項ずれが生じていることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、別表第5号の表の危険物に関する手数料のうち、25項目の手数料の額が引き上げられることに伴い、同政令と同額に引き上げるものでございます。

次に、介護保険法の改正に伴い、条文中の条項が改められておりますので、別表第2号の表につきまして、改正後の介護保険法の条項に合わせるよう改正を行おうとするものでございます。

なお、施行期日を平成26年4月1日と定めるものでございます。

続きまして、80ページからの議案第35号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国・県の補助額に合わせて事業費及び財源の調整を行うとともに、事業の執行により、過不足の整理を行う必要があるものなど、特に必要となった予算を追加したものが主な内容でございます。歳入歳出にそれぞれ1億3,551万円を増額し、予算総額を140億6,828万9,000円にするとともに、債務負担行為、繰越明許費及び地方債の補正を予定しているものでございます。

十

それでは、説明の都合により、歳出から御説明を申し上げます。

90ページからの第2款総務費では、83万2,000円を増額するものでございます。

内容としましては、生活保護費等国庫負担金返還金など、前年度事業の決算に係る精算分として国庫補助金等返還金を1,454万2,000円増額し、選挙費の執行残を1,371万円減額するものでございます。

92ページからの第3款民生費では、644万7,000円を減額するものでございます。

主な内容といたしましては、総合支援法の改正に伴う自立支援給付システムの改修によるシステム改修委託料を865万7,000円、病児・病後児保育施設整備に係る補助金を973万5,000円、税制改正に伴う年金システムの改修費用を252万円計上するものでございます。

その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置をするものでございます。

94ページからの第4款衛生費では、事業の執行見込みにあわせて2,306万6,000円を減額するものでございます。

95ページからの第8款土木費では、7,401万7,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、玖波駅前広場整備事業費として1億4,791万4,000円、国の補助対象事業の追加分として、道路構造物等点検費を1,300万円、御園3号線道路改良事業物件補償費1,230万円などを計上し、その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置をするものでございます。

98ページの第9款消防費では、7,267万2,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、第12分団消防屯所改築等事業費7,375万6,000円などを計上するものでございます。

第10款教育費では、1,750万2,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、駐留軍等再編交付金を財源とした、教育環境充実基金への積立金を5,113万4,000円計上するものでございます。

また、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額にあわせて図書館の図書購入費を3万円計上するとともに、その他の事業につきまして、執行見込みにあわせて補正予算措置をするものでございます。

100ページの第12款公債費は、港湾及び漁港施設管理受託特別会計からの繰入金元利償還金の財源として補正するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

87ページの第11款分担金及び負担金につきましては、歳出の事業執行見込み額にあわせて、保育所入所児童保護者負担金を250万円増額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、159万4,000円増額するものでございます。

主な内容といたしましては、歳出予算に計上されております自立支援給付システムの改修に係る国庫負担金432万8,000円を計上し、その他の国庫支出金につきましては、歳出事業の執行見込みにあわせて整理しているものでございます。

88ページの第14款県支出金につきましては、562万2,000円増額するものでございます。

学校の統廃合に伴う工事などに対する小中学校教育環境充実支援事業補助金を1,337万6,000円計上し、その他の県支出金につきましては、歳出事業の執行見込みにあわせて整理しているものでございます。

第15款財産収入につきましては、教育環境充実基金預金利子を91万9,000円計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、国際ソロプチミスト大竹からの図書館図書購入寄附金を3万円計上するものでございます。

89ページの第17款繰入金につきましては、病児・病後児保育施設の整備事業に伴う、ふれあい福祉基金繰入金を940万2,000円計上し、このたびの補正予算について、財政調整基金繰入金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款市債につきましては、1億9,980万円増額するもので、事業の執行にあわせて整理をするものでございます。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、83ページの第2表、債務負担行為の補正につきましては、契約などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

第3表、繰越明許費の補正につきましては、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、84ページの第4表、地方債の補正につきましては、事業の執行見込み等にあわせて、追加及び借入限度額の変更を予定しているものでございます。

以上が、議案第35号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、102ページからの議案第36号平成25年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ6,370万円を増額し、予算総額を37億6,898万4,000円にしようとするものでございます。

主な内容といたしましては、第2款保険給付費につきましては、医療費の増加に伴い2,887万7,000円、第10款諸支出金につきましては、前年度の実績により療養給付費交付金等返還金を5,201万円計上し、決算見込みにあわせて、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金などを計上し、歳入として療養給付費等交付金、財政調整交付金、一般会計繰入金などで調整をするものでございます。

次に、111ページからの議案第37号平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきましては、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ278万6,000円を増額し、予算総額を6,354万8,000円にしようとするものでございます。

内容としましては、第1款港湾費につきまして、平成24年度の決算剰余金について、一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ94万3,000円計上し、第2款漁港費につきましては、平成26年4月1日からの漁港管理の移管に伴い、事前事務に要する経費を90万円計上するものでございます。

以上で、報告第3号、議案第20号、議案第35号から議案第37号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、報告第3号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

残る4件のうち、議案第20号及び議案第35号は総務文教委員会に、議案第36号及び議案第37号は生活環境委員会に付託いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は午後1時を予定いたします。

~~~~~○~~~~~

11時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第32〔一括上程〕

議案第13号 大竹市公衆便所の設置及び管理条例の制定について

議案第18号 大竹市地区集会所設置及び管理条例の一部改正について

議案第29号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第29、議案第13号大竹市公衆便所の設置及び管理条例の制定についてから、日程第32、議案第30号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてに至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 議案第13号、議案第18号、議案第29号及び議案第30号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市公衆便所の設置及び管理条例の制定について、御説明申し上げます。

県天然記念物に指定されている蛇喰磐は、多くの観光客が訪れる本市の観光地の一つです。しかしながら、近くに公衆便所がなく、対岸にあるプレイパーク蛇喰のトイレを使用してもらうことで対応してきておりました。

このたび、環境衛生の向上及び公衆の利便を図るため、公衆便所を設置することに伴い、本条例を制定するものでございます。

本条例の内容といたしましては、第3条において、公衆便所の名称及び設置場所を定め

ております。

第4条から第7条において、公衆便所の管理について定めております。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日と定めております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号大竹市地区集会所設置及び管理条例の一部改正について、御説明申し上げます。

地域住民のコミュニティ活動推進の場となる地区集会所を、現在、木野一丁目に建設中であり、今年度中に完成する予定でございます。このため、地方自治法第244条の2第1項に基づき、本条例を改正し、公の施設として円滑な管理運営を図ろうとするものでございます。

それでは、改正案の内容について御説明申し上げます。

まず、本条例の第2条につきまして、名称及び位置について定めているものでございますが、これに木野集会所を追加するものでございます。

次に、施行期日につきまして、平成26年4月1日から施行すると定めたものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

先ほど議案第18号で御説明いたしました木野集会所は、新年度から木野地区のコミュニティ活動推進の場として、本格的に運営を開始する予定でございます。

市としましては、コミュニティ活動を推進するという集会所の本来の目的や施設の設置の経緯からしましても、木野一丁目自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

コミュニティサロンにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、これまでの8年間、現在の指定管理者が管理運営を行っていますが、平成26年3月31日で指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定を行うものでございます。

コミュニティサロン元町につきましては、平成17年度に実施された公募により、現在の指定管理者、公益社団法人大竹市シルバー人材センターが選定されました。選定後、独自の取り組みとして、国庫事業を活用し、これまで高齢者を活用した子育て事業を行うなどさまざまな事業を展開し、施設の利用促進を図ってきております。

次に、コミュニティサロン栄町、玖波につきましては、平成18年度の指定管理者制度導入時から、小島地区自治会連合会とコミュニティサロン玖波管理運営委員会が指定管理者として管理運営を行ってきました。

このたびの指定期間満了後につきましても、継続して指定管理者を続けたいという意向を示されているため、市としましては、施設の設置の経緯や目的から、地元自治会連合会、

または地元自治会が主体である管理運営委員会が施設を管理運営することが最適と考え、指定管理者として指定の議決を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第13号、議案第18号、議案第29号及び議案第30号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33～日程第37〔一括上程〕

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第21号 大竹市特別会計条例の一部改正について

議案第28号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第34号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

○議長（寺岡公章） 日程第33、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第37、議案第34号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 太田勲男 登壇〕

○総務部長（太田勲男） 議案第19号、議案第21号、議案第28号、議案第31号、議案第34号の5件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

現在、一般職の職員の勤務1時間当たりの給与の算定の基礎については、広島県と同様に、給料月額及び地域手当の合計額としております。

平成25年12月に、広島県においては、人事委員会報告を踏まえ、勤務1時間当たりの給与の算定の基礎に諸手当を加える改正をしております。また、県内各市においても、諸手当を加える改正について、施行済み、または平成26年4月1日施行に向けて改正予定でございます。

本市においても、諸手当として、月額で支給される特殊勤務手当を算定の基礎に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行につきましては、平成26年4月1日からとしております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号大竹市特別会計条例の一部改正についてでございます。

このたびの改正は、平成26年4月1日から阿多田漁港及び玖波漁港の管理者が権限移譲により広島県から大竹市に変更となり、漁港管理事務の事務委託が廃止されるため、「港湾及び漁港施設管理受託特別会計」の名称を「港湾施設管理受託特別会計」に、目的を「港湾及び漁港施設維持管理」から「港湾施設維持管理」に改めるものでございます。

施行につきましては、公布の日からとしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。

この結果、休憩所内での自主事業の開催など、施設の活用が図られております。また、建物の維持管理につきましても、適切に管理されています。

指定期間は本年の3月31日までとなっており、平成26年度につきましても、引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市マロンの里の設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用増進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

この結果、この施設の設置目的であります農村と都市との交流を初め、山村振興地域の特性を取り入れた地場製品の販売等が図られてきております。

指定期間は、本年の3月31日までとなっており、平成26年度につきましても、引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者に指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合は、現在、8市9町11一部事務組合1広域連合の、合計29団体により組織されています。

このたび、本組合の構成団体である竹原市から、平成26年4月1日から、非常勤職員に係る公務災害補償事務等を共同処理したいとの申請がありましたので、竹原市に係る事務を新たに共同処置しようとするため、事務の変更及び組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第19号、議案第21号、議案第28号、議案第31号、議案第34号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38～日程第40〔一括上程〕

議案第22号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について

議案第32号 大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定について

○議長（寺岡公章） 日程第38、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第40、議案第32号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定についての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 正木丈治 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 議案第22号、議案第23号、議案第32号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本議案は、国民健康保険料につきまして、去る2月19日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、1点目は、国民健康保険料の後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を14万円から16万円に、介護納付金に係る賦課限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。

基礎賦課に係る限度額51万円と合せて申し上げますと、現行の賦課限度額77万円を4万円引き上げ81万円とするものでございます。これにより、低中所得世帯の負担が軽減されることとなります。

2点目は、国民健康保険料に係る被保険者均等割及び世帯別平等割の5割軽減と2割軽減について、判定所得基準を引き上げるものでございます。

まず、5割軽減につきましては、現行では、世帯主を除いた被保険者数に24万5,000円を乗じて33万円を加えた額を基準額としておりましたが、これを世帯主を含めた被保険者数に改めるものでございます。

次に、2割軽減につきましては、世帯の被保険者数に35万円を乗じて33万円を加えた額

が基準額となっておりますが、この35万円を45万円に改めるものでございます。

いずれも、判定基準額の引き上げにより、軽減対象を拡充するとともに、5割軽減では単身世帯におきましても対象となるよう、改善が図られるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成26年4月1日とし、経過措置として、改正後の規定は平成26年度分以後の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、従前の例によるとしております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について、御説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられることに伴い、休日診療所で発行する証明書等の手数料の額に加算する消費税等を、これまでの5%から8%に改定しようとするものでございます。

条例の規定中、消費税等を含んだ総額表示となっておりますが、消費税等を除いた本体価格に1.08を乗じ、10円未満を切り捨てた額に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日からとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

松ケ原こども館の管理につきましては、大竹市松ケ原こども館条例第6条に基づき、平成16年7月の開設時から、松ケ原自治会を指定管理者として指定しております。

当該自治会は、この間、施設の維持管理を適切に実施し、子育てを支援する環境を整備するとともに、地域を挙げて育児支援に積極的に取り組んでまいりました。

このたびの議案は、平成26年3月31日をもちまして指定期間が満了いたしますので、平成26年度から平成28年度末までの3年間、引き続き松ケ原自治会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、議案第22号、議案第23号、議案第32号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第41 議案第26号 大竹市社会教育委員条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第41、議案第26号大竹市社会教育委員条例の一部改正についてを

議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 議案第26号大竹市社会教育委員条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法第15条第2項及び第18条が改正され、社会教育委員の委嘱の基準は、文部科学省令を参酌し、大竹市社会教育委員条例で定めることとなりました。

したがって、新たに委嘱の基準を設け、条文を整理し、字句の修正を加え、改正するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日と定めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第26号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第42 平成26年請願第1号 労働者保護ルール見直し議論に対する意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第42、平成26年請願第1号労働者保護ルール見直し議論に対する意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成26年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月9日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

本日、午後1時40分から総務文教委員会を、3月4日午前10時から生活環境委員会を、3月6日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、3月7日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会を、それぞれ第一委員会室で開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月10日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時21分 散会

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月3日

大竹市議会議長 寺岡 公 章

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 大 井 涉

+

+

+